

令和 8 年 7 月 2 3 日

医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制（令和 8 年度）

ア 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担

項目	具体的な取り組み内容
(1) 初診時の予診の実施	・ 予診票等の記載確認は外来看護師が行い、電子カルテへの入力については、看護師および医療クラークが行う。
(2) 静脈採血等の実施	・ 原則として外来患者の採血は臨床検査科が行う。 ・ 入院患者の採血は病棟看護師が行う。
(3) 入院の説明の実施	・ 入院の説明は患者サポートセンターで行う。
(4) 検査手順の説明の実施	・ 看護師、臨床検査技師もしくは診療放射線技師が各検査に関する問い合わせや患者さんへの検査手順の説明を行う。
(5) 服薬指導等	・ 病棟での服薬指導、持参薬鑑別、副作用モニタリング、相互作用の確認、退院時指導の実施は病棟担当薬剤師が行う。 ・ がん化学療法レジメンの作成管理業務は薬剤師が行う。 ・ 患者指導を実施し、投与量変更や副作用に対しての支持療法を積極的に医師に提案を行う。
(6) その他	・ 診療看護師（NP）2 名および特定行為研修修了看護師は、実施可能な行為について、医師の指示の下、行う。 ・ 膀胱留置カテーテルの設置は、医師の指示の下、看護師も行う。 ・ 超音波検査は一部を除き超音波センターに集約し、臨床検査技師が行う。 ・ 上部消化管造影検査は一部を除き、診療放射線技師が行う。 ・ 医療機器の管理、使用準備等は医師の指示の下、臨床工学技士が行う。 ・ 電子カルテ入力支援等は、医師の指示の下、医療クラークが行う。 ・ 診断書等の書類の作成は、医師の指示の下、医療クラークが行う。 ・ NCD 等のデータ抽出および登録は、医師の指示の下、医療クラークが行う。

イ 医師の勤務体制等の取り組み

項目	具体的な取り組み内容
(1) 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施	・ 勤務計画上、2 夜連続の当直勤務は行っていない。
(2) 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮	・ 当直明けの手術や検査を避けるよう、割り当て変更等を行う。
(3) 当直翌日の業務内容に対する配慮	・ 当直後の勤務については、原則免除とする。
(4) 交替勤務制・複数主治医制の実施	・ 複数の医師が勤務する科では、複数主治医制を実施。

(5) 育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用	・育児その他の理由など、ライフスタイルに合わせた勤務時間設定が可能な雇用体系を構築し、ワーク・ライフ・バランスの充実を図る。
--	--

ウ その他の医師の負担軽減策

項目	具体的な取り組み内容
(1) 外来の縮小	・完全予約制の導入 ・地域医療支援病院として、初再診時の選定療養費の徴収を行う。 ・積極的な逆紹介の実施。
(2) 院内保育の実施	・生後9週から就学前の職員の子の基本保育、一時保育および夜間保育を実施
(3) 病児保育の実施	・生後9週から小学校6年生までの病気の児童の保育を実施。
(4) タブレット端末の配布	・電子カルテ参照可能なタブレット端末を配布し、自宅待機医師と院内医師の連携を可能としている。

エ 前年度の目標の評価と今年度の目標

年度	目標	評価
令和7年度	(1) 医師一人当たり8日以上 of 年休取得	7.4 日
令和8年度	(1) 上記アからウの体制の維持 (2) 医師一人当たり8日以上 of 年休取得	

市立秋田総合病院